

## 柏ビレジ緑地広報

### 【Ⅰ】近年、柏ビレジに転入された皆様へ

少し前に柏ビレジに転入し、自治会に会員登録を行って年会費を納めているが、緑地委員会の方は、入会手続きもなく会費もなく、それでもシンボル・ツリーが枯れて植替えをしたら補助金が交付されるのは何故か、とお考えになった事はありませんか。

現在の緑地委員会は、当初は「(略称)緑化委員会」としてスタートし、柏ビレジの初代住民(土地所有者=会員)から納めて頂いた「緑化維持充当金」を原資として、18年に亘って活動を続けてきました。その間、緑化維持充当金は「緑化維持運営費」に、その後は、緑化委員会も「(略称)緑地委員会」と名前を変えますが、その後も、未確認ですが、更に20年以上、新しい転入者から緑化維持運営費を納めて頂く事は、なかったものと思われま

す。これは、緑地協定第5条で、緑地協定の効力は「新たに協定区域の土地所有者になった者に対しても、その効力が及ぶ」とされている事から、緑地委員会では「緑地維持運営費を始め、会員の諸権利も新たな会員に引き継がれる」との認識のもとに活動を続けているからです。近年、新たに柏ビレジの住民になられた皆様の中には「自治会費は納めているが、緑化維持運営費は納めていないので、補助金の申請はできないのではないかと考える方もおられると思います。しかし前述の通り、緑地協定の区域内にお住まいの土地所有者であれば会員であり、補助金交付の対象になりますので、ぜひ積極的にこの制度をご利用ください。

なお、当初から緑地協定に同意せず、協定未加入の土地所有者や、柏ビレジ内にある在来地主さんのアパートにお住まいの方、また最近開発された街区にお住まいの方々は、補助金の対象外となりますのでご注意ください。お住まいの土地が緑地協定のエリア内か否か不明の方は、緑地委員会までお問い合わせ下さい。

### 【Ⅱ】緑地補助金の増額を検討中です！

緑化補助金は、委員会規約で「5年毎に見直す」とされているが、見直された様子はなく、諸物価高騰の折、令和6年度春を目途に増額を検討しております。以下は現在の補助金です。

#### ① シンボル・ツリー(各戸の門扉横)の植え替え

- ・ 枯死の場合 . . . . . 2万円を限度として費用の2/3を補助。
- ・ 巨木化(幹の直径20cm以上)の場合 . . . 3万円を限度として費用の2/3を補助。

#### ② 緑道(または道路)に面する生垣の植え替え

- ・ 費用の1/2を補助。但し、1m当たり1万円、かつ総額5万円が限度。

#### ③ 植え替え対象樹種

- ・ 原則は、街区単位で定められているシンボル・ツリーや、現在の生垣と同じ樹種。

モミジ・コブシ・サクラ・モクレン・ハナミズキ

ソヨゴ・ヤマボウシ・イヌマキ・シャラ [ナツツバキ]

- ・ 補助金の交付には、緑地委員会への事前申請が必要です。
- ・ 植え替えには申請書の記入をお願いしております。自治会館事務室までご連絡下さい。
- ・ 誠に勝手ながら、1,000円未満は切り捨てとさせていただきます。
- ・ 植え替え後、5年間は補助金の交付対象にはなりません。
- ・ 補助金の交付は申請月の翌月以降、植替工事費の領収書のコピーのご提出後と致します。

(裏面へ→)

## 住民の皆様、ぜひ一緒に考えて頂けませんか

前回の緑地広報(7月8日発行)で、現在の緑地委員会の抱える大きな問題(①5000万円超の保有資産 ②緑地協定は2032年に満了 ③今なお残る3万円については「返還できない」旨の回答を維持してきた ④会員名簿がない)について住民の皆様にも関心を持って頂きたく、珍しくA-3サイズの内紙を用い、現在の状況を簡単に説明させて頂きました。一部の方からですが、真摯なご意見、ご要望、ご質問、貴重な情報提供を頂き、厚く御礼申し上げます。今回は、これらを拝読して私が感じた事を列挙します。

### (1) 緑地環境保全のために保有資産を有効活用したい

以下はやや長期的な観点からの議論・検討が必要と思われれます。

- ・現在のシンボルツリーと生垣の植替えに対する補助金増額の検討。
- ・新デザインの住宅(煉瓦塀無し、シンボルツリー無し)に対しても、何とか玄関ドアの付近にシンボルツリーの植栽をお勧めしたい。補助金の要件緩和なども必要でしょう。
- ・柏ビレジ入口～T字路交差点迄のバス道り、及び東西メイン・ストリートの低木植栽(平戸ツツジ)欠落部分の自前での再植樹の検討。柏市には既に何回か再植樹を要望しておりますが具体的な回答なく、これが続けば自前での追加植樹も必要かと思われれます。

### (2) 会員名簿と委員会規約の整備の必要性を痛感

- ・会員名簿がないと会員数が確定できず、そもそも総会を開くことさえできません。
- ・8月末に自治会館書庫の資料の中に、平成14年3月当時の名簿がみつかりました。
- ・しかし現時点での名簿作成となると、自力作成は勿論ですが、柏ビレジ内の他の団体にも協力をお願いする事になるかも知れません。緑地委員も10名程度は必要でしょう。
- ・また今の委員会規約で総会開催についての記述は、緑地協定の廃止と変更に関する賛成者の割合についてしかありません。また、そもそも総会を開催するのに必要な定足数や重要事項を採決する際の定足数も書かれておりません。
- ・会員名簿と委員会規約の整備は、緑地委員会の、当面、実行すべき大きな課題です。

前回のこのページには3項、4項に以下の誤りがありましたので、訂正させて頂きます。

### 3. 5,000万円超の資産はこのままでは返還できない

緑地協定報告会で、返還できない旨の説明を何度か繰り返しておりますが、これは平成13年(2001年)11月の臨時総会の1号議案で「緑化維持充当金10万円の内、3万円を緑化維持運営費に充て、残りの7万円を住民(土地所有者1600戸)に返還する。協定に同意されない場合でも緑化維持運営費は返還されない」旨、可決承認されているからです。

正しくは以下の通りです。

平成14年3月23日の委員会で、残りの3万円の返還要求があった場合には「総会で緑化維持運営費に充てる事が可決承認されているので返せない」と回答する、との申し合わせがなされているからです。

### 4. 会員名簿がない

緑化維持充当金は平成2年(1990年)から平成8年(1996年)まで数回に亘って、東急より累計1億6000万円が移譲されました

金額については、前述の平成13年(2001年)11月の臨時総会の総会資料の2ページに、臨時総会の直前(平成13年10月頃)の「土地所有者1555戸、緑化維持充当金の元本1億5550万円」である旨、書かれています。また東急から移譲を受けた期間も誤っておりますが、スペースが尽きましたので、これについては、また別の機会に書かせて頂きます。(柴田 記)